

南区用

住所変更手続の御案内

上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、施行地区内の町名と地番が令和4年8月20日（土）から変更になります。

住所変更の手続は令和4年8月22日（月）からお願いします。

令和4年6月

京 都 市

■ はじめに

皆様のお住まいや事業所のある地域は京都市が昭和46年度から土地区画整理事業を行ってまいりました。現在、土地区画整理事業の最終段階である土地の権利関係を確定する換地処分の作業を進めているところです。

この換地処分に伴い、令和4年8月20日（土）に町名地番変更を実施いたします。

町名地番が変更されることにより、どのような手続が必要になるのか本冊子にて御案内させていただきます。お手数をおかけしますが御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

■ 町名地番変更証明書について

住所変更手続に必要な「町名地番変更証明書」は、町名地番変更日である令和4年8月20日（土）（換地処分の公告日の翌日）前後に御自宅へ届くように郵送いたします。ただし、郵便事情等で遅れる場合がございますので御了承ください。この証明書は、無料で発行いたします。1世帯・1法人につき、10枚を送付予定ですが、この枚数で不足される方は、

京都市建設局市街地整備課（Tel：222－3580）まで御連絡ください。

なお、「町名地番変更証明書」は、区役所、出張所、証明書発行コーナーでは発行できません。

■ 郵便番号について 以下の町につきましては郵便番号が新設となります。

- ・上鳥羽北岩ノ本町 〒601－8138
- ・上鳥羽南岩ノ本町 〒601－8139

他の町の番号は変更ありません。各町の番号は40ページをご覧ください。

目 次

■ 手続一覧表	・ ・ ・ ・ ・ 2
■ 区役所・市役所等が職権で住所変更するもの (皆様方の手続は必要ありません)	・ ・ ・ ・ ・ 7
■ 皆様御自身に手続をお願いするもの	
区役所・市役所関係	・ ・ ・ ・ 1 5
運転免許証・車検証など	・ ・ ・ ・ 2 0
厚生年金被保険者，各種営業の届出など	・ ・ ・ ・ 2 2
(参考) マイナンバーカードに関するお知らせ	・ ・ ・ ・ 2 9
不動産登記（登記簿の所有者の住所変更）	・ ・ ・ ・ 3 0
■ ライフライン関係の対応・その他の機関への届出	・ ・ ・ ・ 3 8
■ 住所変更のお知らせ用はがきについて	・ ・ ・ ・ 3 9
■ 住所変更後の施行地区内郵便番号一覧	・ ・ ・ ・ 4 0
■ お問合せ先の御案内	・ ・ ・ ・ 4 1

手続一覧表(抜粋)

○=必要, ×=不要

内容		御自身 での手続	届出・問合せ先	詳細 ページ
住民登録関係	住民登録, 印鑑登録の住所及び戸籍等	×	区役所市民窓口課	7
	在留カード, 特別永住者証明書, 住民基本台帳カード(顔写真つきのみ)	○		15
	マイナンバーカード(個人番号カード)の住所変更	○	区役所市民窓口課 又は 市マイナンバーカードセンター	
子ども・ 母子父子	子ども医療費受給者証	×	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課分室	8
	児童手当を受給されている方の住所	×		8
	児童扶養手当を受給されている方の住所	×	区役所 子どもはぐくみ室 子育て推進担当	8
	母子父子寡婦福祉資金貸付を受けておられる方の住所	×		9
	市内の保育園入所中の方の住所変更	×		9
	保育施設・事業所, 認可外保育施設の所在地	×	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	9
	児童通所受給者証, 児童入所受給者証, 児童入所・ 通所医療受給者証	○	第二児童福祉センター	17
	小中学校, 高等学校, 専門学校, 大学等の住所変更	○	各学校	38
医療関係	国民健康保険被保険者証	×	区役所保険年金課	10
	後期高齢者医療被保険者証	×		11
	障害者医療受給者証	×	区役所障害保健福祉課	7
	ひとり親家庭等医療受給者証	×	区役所 子どもはぐくみ室 子育て推進担当	7
	老人医療受給者証	×	区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	11
	自立支援医療受給者証(更生医療)	○	区役所 障害保健福祉課	16
	自立支援医療受給者証(育成医療)	×	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課	8
	小児慢性特定疾病医療費医療受給者証	×		
	未熟児養育医療養育医療券	×		
	自立支援医療受給者証(精神通院医療)	○	区役所 障害保健福祉課	17
	健康保険任意継続の方	○	全国健康保険協会京都支部	22
高齢者	老人医療受給者証	×	区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	11
	介護保険被保険者証	×		10
	敬老乗車証	×	保健福祉局 介護ケア推進課	10
	介護施設や老人福祉施設の事業所の所在地	○		17
	介護施設や老人福祉施設の利用者	○	利用中の施設	17
	後期高齢者医療被保険者証	×	区役所 保険年金課	11
	国民年金・厚生年金受給者の方	×	年金事務所	12
	各種共済年金・恩給受給者の方	○	各関係機関	22

手続一覧表(抜粋)

○=必要, ×=不要

内容		御自身 での手続	届出・問合せ先	詳細 ページ
年金関係	国民年金第1号被保険者 (20～60歳未満の自営業者, 学生, 無職の人)	×	区役所保険年金課	12
	国民年金・厚生年金受給者	×	年金事務所	12
	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の事業主	○		22
	厚生年金保険の被保険者	○	勤務先	
	国民年金第3号被保険者	○	配偶者の勤務する職場	
	各種共済年金・恩給受給者	○	各関係機関	
障害関係	身体障害者手帳	○	区役所 障害保健福祉課	15
	療育手帳	○		
	心身障害者扶養共済	○		
	精神障害者保健福祉手帳	○		17
自動車関係	自動車運転免許証の住所変更	○	警察署又は京都駅前運転免許更新センター, 運転免許試験場	20
	自動車検査証の住所変更 (普通自動車, 小型自動車, 自動二輪251cc以上)	○	京都運輸支局登録部門	20
	軽自動車検査証(三輪, 四輪のみ)(二輪を除く)の住所変更	○	軽自動車検査協会	20
	軽二輪車 (126cc～250cc)	○	京都運輸支局登録部門	21
ライフライン	警察署	×	京都府警察本部	38
	消防署	×	京都市消防局	
	大阪ガス	×	大阪ガス(株)	
	関西電力	×	関西電力(株)	
	上下水道	×	京都市上下水道局	
	NHK(日本放送協会)	×	NHK(日本放送協会)	
税金	市・府民税	×	京都市市税事務所	12
	固定資産税(土地・家屋)	×		
	固定資産税(償却資産)	×	行財政局 資産税課	
	法人市民税	×	京都市市税事務所	13
	軽自動車税	×	軽自動車税事務所(分室)	

手続一覧表(抜粋)

○=必要, ×=不要

	内容	御自身 での手続	届出・問合せ先	詳細 ページ
その他	預貯金(郵便局, 銀行, 信用金庫等)等	○	各金融機関	38
	郵便局(郵便業務)	×	日本郵便(株)	
	勤務先, 学校等	○	各勤務先, 学校等	
	パスポート	×	旅券事務所	
	携帯電話	○	各携帯電話会社	
	NTT(固定電話), IP(光)電話	○	NTT西日本, 各電話会社	
	生命保険, 損害保険	○	各保険会社	

○法人関係の手続(一部、個人事業主の方も含む) ○=必要, ×=不要

	内容	御自身 での手続	届出・問合せ先	詳細 ページ
税金	法人市民税	×	京都市市税事務所	13
許可・免許関係等	京都市の競争入札参加資格	○	京都市行財政局契約課	19
	建設業の許可	○	京都府京都土木事務所	25
	一級建築士，二級・木造建築士免許	○	(一社)京都府建築士会	
	建築士事務所登録事項	○	(一社)京都府建築士事務所協会	26
	宅地建物取引業免許	○	(公社)京都府宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会京都府本部	
	宅地建物取引士資格登録	○		
	医療機関の所在地の表示変更	○	京都市保健福祉局 医療衛生企画課	27
	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可	○	京都市許可は 京都市環境政策局 廃棄物指導課 京都府許可は 京都府府民環境部 循環型社会推進課	28
	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理施設設置の許可	○	京都市環境政策局 廃棄物指導課	
	一般廃棄物処理業の許可	○		
	一般廃棄物処理施設設置の許可	○		
	銃砲刀剣類・火薬類許可関係	○	警察署生活安全課（係）	23
	風俗営業関係（深夜酒類提供飲食店等を含む）	○	営業所届出警察署の生活安全課 （係）	24
	薬務関係	×	京都市保健福祉局 医療衛生企画課	13
美容所・理容所・クリーニング店等の所在地	×	京都市医療衛生センター 南東部ブロック	13	
食品衛生法等に基づく営業許可・届出業種の所在地	×		14	
その他	会社のパンフレット，名刺，ゴム印等の住所変更	○	――	－

○登記の手続

○=必要, ×=不要

	内容	御自身 での手続	届出・問合せ先	詳細 ページ
土地	表題部の表示変更	×	京都地方法務局 伏見出張所	30～
	権利部の所有者住所の表示	○		
建物	表題部の表示変更	×		
	権利部の所有者住所の表示	○		
法人	本店及び支店所在地の変更登記, 代表者の住所 変更登記, 不動産登記名義人の住所変更登記等 全ての法人登記に関するもの	○	京都地方法務局, 支店を管轄する法 務局, 本店を管轄する法務局等	

「会社・法人の変更登記について」を御覧ください。

区役所・市役所等が職権で住所変更するもの
(皆様方の手続は必要ありません。)

項 目		注 意 事 項	問合せ先
住 民 登 録 ・ 戸 籍	・ 住民票 ・ 印鑑登録 ・ 戸籍 ・ 戸籍の附票	<u>令和4年8月20日(土)及び21日(日)は、住所変更処理を行うため、町名地番が変更となる方の住民票の写し、印鑑登録証明書等は発行できません。令和4年8月22日(月)以降に御請求ください。</u> 戸籍及び戸籍の附票につきましては、順次本籍の変更処理を行うため、令和4年8月20日(土)以降、戸籍証明書等を発行できない場合があります。戸籍証明書等が必要な場合は、本籍地の市区町村にお問合せください。	南区役所 市民窓口課 (TEL 681-3630)
	・ 障害者医療受給者証	新住所に切替えて通知します。住所変更後の受給者証等は、改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は、現在のものをお使いください。 新しい受給者証が届きましたら古いものは、返却していただくか、廃棄される場合は裁断するなど確実に廃棄処分してください。	南区役所 障害保健福祉課 (TEL 681-3282)
子 ど も ・ 母 子 父 子	・ ひとり親家庭等医療受給者証	新住所に切替えて通知します。住所変更後の受給者証等は、改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は、現在のものをお使いください。 新しい受給者証が届きましたら、古いものは、一緒にお送りする返信用封筒で返却してください。	南区役所 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (TEL 681-3281)

子ども・母子父子	項 目	注 意 事 項	問合せ先
	・ 子ども医療費受給者証	新住所に切替えて通知します。住所変更後の受給者証等は、改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は、現在のものをお使いください。 新しい受給者証が届きましたら、古いものは、一緒にお送りする返信用封筒で返却してください。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課分室 (TEL 251-1123)
	・ 自立支援医療受給者証(育成医療)	新住所に切替えて通知します。住所変更後の受給者証等は、改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は、現在のものをお使いください。 新しい受給者証が届きましたら古いものは、返却していただくか、廃棄される場合は裁断するなど確実に廃棄処分してください。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 (TEL 746-7625)
	・ 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証		
	・ 未熟児養育医療養育医療券	特に手続は必要ありません。	
	・ 児童手当の受給者の住所	特に手続は必要ありません。	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課分室 (TEL 251-1123)
	・ 児童扶養手当の受給者の住所	特に手続は必要ありません。	南区役所 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (TEL 681-3281)

子 ど も ・ 母 子 父 子	項 目	注 意 事 項	問合せ先
	・ 保育施設・事業所等利用者の住所 ・ 教育・保育給付支給認定証, 施設等利用給付決定通知書	新住所に切替えて通知します。住所変更後の支給認定証等は, 改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は, 現在のものをお使いください。 新しい支給認定証等が届きましたら古いものは, 返却していただくか, 廃棄される場合は裁断するなど確実に廃棄処分してください。	南区役所 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (TEL 6 8 1-3 2 8 1)
	・ 保育施設・事業所, 認可外保育施設の所在地	認可事項等の変更届の提出は必要ありません。	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室 (TEL 2 5 1-2 3 9 0)
	・ 母子父子寡婦福祉資金貸付の借受者の住所	特に手続は必要ありません。	南区役所
	・ 乳幼児健康診査 4 か月・8 か月・1 歳 6 か月・3 歳	新住所に切替えて通知します。(母子健康手帳の住所は, 御自身でお書換えください。)	子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (TEL 6 8 1-3 2 8 1)

項 目		注 意 事 項	問合せ先
国民健康保険	・ 国民健康保険被保険者証 ・ 国民健康保険高齢受給者証 (健康保険任意継続の方は 22 ページ参照)	住所変更後の保険証・受給者証等は, 改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は, 現在のものをお使いください。 新しい保険証等が届きましたら古いものは, 返却していただくか, 廃棄される場合は裁断するなど確実に廃棄処分してください。	南区役所 保険年金課 資格担当 (Tel 681-3328)
	・ 国民健康保険特定疾病療養受療証 ・ 国民健康保険限度額適用認定証 ・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 国民健康保険標準負担額減額認定証		南区役所 保険年金課 保険給付・年金担当 (Tel 681-3357)
介護	・ 敬老乗車証	特に手続は必要ありません。	保健福祉局 介護ケア推進課 (Tel 213-5871)
	・ 介護保険被保険者証	住所変更後の介護保険被保険者証は, 改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は, 現在の保険証をお使いください。 新しい保険証が届きましたら古いものは, 区役所・支所にお立ち寄りの際, 高齢介護保険担当の窓口にお返してください。	南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (Tel 681-3296)

	項 目	注 意 事 項	問合せ先
介 護	・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 等	住所変更後の保険証・受給者証等は、改めて御自宅へ郵送します。 それまでの間は、現在のものをお使いください。 新しい保険証等が届きましたら古いものは、返却していただくか、廃棄される場合は裁断するなど確実に廃棄処分してください。	京都市介護認定 給付事務センター (TEL 708-7711)
	・老人医療受給者証 ・福祉医療費一部負担金限度額適用認定証		南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (TEL 681-3296)
高 齢 者	・後期高齢者医療被保険者証		南区役所 保険年金課 資格担当 (TEL 681-3328)
	・後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ・後期高齢者医療限度額適用認定証		南区役所 保険年金課 保険給付・年金担当 (TEL 681-3357)
	・重障老人健康管理事業対象者証 (認定シール)		

項 目		注 意 事 項	問合せ先
年 金	・ 国民年金（第 1 号被保険者） 20 歳～60 歳未満の自営業者，学 生，無職の人等 ・ 国民年金任意加入者	日本年金機構においてマイナンバーが収録されている方（※）は，原則手続きは不要です。 （※）マイナンバーの収録状況については，「ねんきんネット」やお近くの年金事務所で御確認いただけます。	南区役所 保険年金課 保険給付・年金担当 （TEL 6 8 1-3 3 5 7）
	・ 国民年金・厚生年金受給者		日本年金機構 下京年金事務所 （TEL 3 4 1-1 1 6 5） 京都市下京区間之町通 下珠数屋町上ル榎木町 308
税 金	・ 市・府民税（個人）	新住所に切替えて通知します。	市税事務所 市民税第四担当 （TEL 7 4 6-5 8 7 2）
	・ 固定資産税（土地・家屋）		市税事務所 固定資産税第四担当 土地（TEL 7 4 6-6 4 6 2） 家屋（TEL 7 4 6-6 4 6 3）
	・ 固定資産税（償却資産）		行財政局 資産税課 償却資産担当 （TEL 2 1 3-5 2 1 4）

	項 目	注 意 事 項	問合せ先
税 金	・ 法人市民税	新住所に切替えて通知します。	市税事務所 法人税務担当 (TEL 2 1 3-5 2 4 7)
	・ 軽自動車税		軽自動車税事務所 (分室) (TEL 2 1 3-5 4 6 7)
そ の 他	・ 薬務関係 (1) 薬局, 医薬品販売業 (店舗販売業, 特例販売業) (2) 毒物劇物販売業, 毒物劇物業務上取扱者, 特定毒物研究者 (3) 医療機器の販売業及び貸与業 (4) 衛生検査所 の施設所在地の変更 ＊ 手続は不要です。ただし, 許可証もしくは登録票の書換えを希望される場合は, 別途, 書換え交付申請の手続が必要です。		保健福祉局 医療衛生企画課 (TEL 2 2 2-3 4 3 0)
	・ 旅館業施設の所在地 ※ 法人の場合にあつては, 営業者等の住所について変更の手続が必要となります。		医療衛生センター 旅館業審査担当 (TEL 7 4 6-7 2 0 9)
	・ 住宅宿泊事業届出住宅の所在地 ※ 法人の場合にあつては, 届出者等の住所について変更の手続が必要となります。		医療衛生センター 住宅宿泊事業審査 担当 (TEL 7 4 8-1 3 1 3)
	・ 興行場, 公衆浴場, 理容所, 美容所, クリーニング所, 化製場, 動物飼養等施設, 温泉利用施設の所在地 ※ 法人の場合にあつては, 営業者等の住所について変更の手続が必要となります。		医療衛生センター 南 東 部 ブ ロ ッ ク (TEL 7 4 6-7 2 1 3)

	項 目	問合せ先
そ の 他	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物, 専用水道施設, 簡易専用水道施設, 小規模受水槽水道施設, 飲用井戸施設, 遊泳用プール施設の所在地 ※ 法人の場合にあっては, 届出者等の住所について変更の手続きが必要となります。	医療衛生センター 南 東 部 ブ ロ ッ ク (TEL 7 4 6-7 2 1 3)
	・飼い犬を登録されている方の住所及び犬の所在地 ・動物との共生に向けたマナー等に関する条例施行規則等に基づく多頭飼養等届や野良猫給餌届により把握している届出者等の住所 ・京都市まちなこ活動支援事業における活動地域登録届により把握している届出者の住所等	
	・食品衛生法等に基づく営業許可・届出業種の所在地 (既に交付済みの許可書等は, 次回更新時に変更します。) ※ 法人の場合にあっては, 営業者等の住所について変更の手続きが必要となります。	
	・動物の愛護及び管理に関する法律に基づく, 動物取扱業登録申請や特定動物飼養・保管許可申請により把握している申請者住所等	京都動物愛護センター (TEL 6 7 1-0 3 3 6)

皆様御自身に手続をお願いするもの (区役所・市役所関係)

住所変更の手続は令和4年8月22日(月)からお願いします。

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民基本台帳カード(顔写真つきのみ)	南区役所 市民窓口課 (TEL 6 8 1-3 6 3 0)	・在留カード, 特別永住者証明書, 住民基本台帳カード(顔写真付き) (変更後の住所を裏面に記載します。)
・マイナンバーカード (個人番号カード)	南区役所 市民窓口課 (TEL 6 8 1-3 6 3 0) 京都市 マイナンバー カードセンター (TEL 7 4 6-6 8 5 5)	・マイナンバーカード(変更後の住所を表面に記載します。) ※これから申請される方, 申請中の方は, 「マイナンバーカードに関するお知らせ」(29ページ)も御覧ください。 ※変更手続きの際には, マイナンバーカード受け取り時に登録した4桁の暗証番号が必要です。<u>暗証番号が確認できない場合は, 本人確認できるもの(免許証, 保険証など)が必要となりますので, あらかじめご用意ください。</u>
・身体障害者手帳	南区役所 障害保健福祉課 (TEL 6 8 1-3 2 8 2)	・身体障害者手帳 ・マイナンバーカード(個人番号カード)
・療育手帳		・療育手帳 ・マイナンバーカード(個人番号カード)
・戦傷病者手帳		・戦傷病者手帳 ・住民票(本籍地記載のもの)
・心身障害者扶養共済		・加入者証又は受給者証

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
・障害福祉サービス受給者証 (福祉サービス等受給者証, 地域生活支援事業受給者証)	南区役所 障害保健福祉課 (TEL 6 8 1-3 2 8 2) ※第二児童福祉センター発達相談部門で支給決定を受けた方は同センター (TEL 6 1 2-2 7 0 0)	・加入者証又は受給者証 ・マイナンバーカード(個人番号カード)
・自立支援医療受給者証(更生医療)	南区役所 障害保健福祉課 (TEL 6 8 1-3 2 8 2)	・受給者証 ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・健康保険証(国保で記号番号が変わる方のみ)
・特別児童扶養手当, 特別障害者 手当等の支給		・証書又は受給者証 ・町名地番変更証明書 ・マイナンバーカード(個人番号カード)
・特定医療費(指定難病)受給者証		・受給者証 ・健康保険証(国保で記号番号が変わる方のみ) ・新住所が確認できる公的証明書(町名地番変更証明書 等) ・マイナンバーカード(個人番号カード)
・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証		・受給者証(票) ・健康保険証(国保で記号番号が変わる方のみ) ・新住所が確認できる公的証明書(町名地番変更証明書 等)
・特定疾患医療受給者証		

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
・肝炎治療費助成に係る受給者証	南区役所 健康長寿推進課 (TEL 6 8 1-3 5 7 3)	・肝炎治療受給者証記載事項変更申請書 ・町名地番変更証明書 ・現在お持ちの受給者証（その場で修正し、お返しします。）
・被爆者健康手帳	京都府健康福祉部 健康対策課疾病対策係 (TEL 4 1 4-4 7 3 6)	・住民票 ・被爆者健康手帳 ・被爆者健康手帳記載事項変更届 ・手当証書（手当受給者のみ）
・精神障害者保健福祉手帳	南区役所 障害保健福祉課 (TEL 6 8 1-3 2 8 2)	・精神障害者保健福祉手帳 ・マイナンバーカード（個人番号カード）
・自立支援医療受給者証（精神通院医療）		・受給者証 ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・健康保険証（国保で記号番号が変わる方のみ）
・児童通所受給者証 ・児童入所受給者証 ・児童入所・通所医療受給者証	第二児童福祉センター 発達相談部門 (TEL 6 1 2-2 7 0 0)	・児童通所受給者証，児童入所受給者証又は児童入所・通所医療受給者証 ・児童福祉サービス支給量等変更申請兼届出書 （詳細は担当までお問合せください。）
・介護施設や老人福祉施設の事業所の所在地	保健福祉局 介護ケア推進課 (TEL 2 1 3-5 8 7 1)	・指定内容変更届出書＋町名地番変更証明書等（町名地番変更通知書でも可） （詳細は担当までお問合せください。）
・介護施設や老人福祉施設の利用者	利用中の介護施設 や老人福祉施設	詳細は利用中の施設へお問合せください。

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
・ 特定給食施設の届出	保健福祉局 健康長寿企画課 第二担当 (TEL222-3424)	担当までお問い合わせください。
・ 柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等の施術所及び出張業務の届出，歯科技工所の届出	保健福祉局 医療衛生企画課 (TEL213-2983)	
・ 市営墓地使用者の住所変更	保健福祉局 医療衛生企画課 (TEL222-3433)	
・ 深草墓園納骨堂使用者の住所変更	京都市深草墓園 (TEL641-3559)	
・ 深草墓園樹木型納骨施設使用者の住所変更	保健福祉局 医療衛生企画課 (TEL222-3433)	

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
・京都市の競争入札参加資格	行財政局 契約課 (TEL 2 2 2-3 3 1 1) 郵送での届出可 〒604-8571 京都市中京区寺町通 御池上る上本能寺前 町 488 ホームページ https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/index.html	・記載事項変更届 ・使用印鑑届（受任者を置かない場合）又は委任状兼使用印鑑届（受任者を置く場合） *様式、提出部数はホームページ「京都市入札情報館→資格申請→記載事項変更届について」で確認してください。 ・町名地番変更証明書 *IC カードについては、発行元の認証局にお問い合わせください。ID カードは引き続きそのままお使いいただけます。

皆様御自身に手続をお願いするもの (運転免許証・車検証など)

住所変更の手続は令和4年8月22日(月)からお願いします。

項 目		届出・問合せ先	届出に必要な書類など
・自動車運転免許証		南警察署 (☎682-0110 (代)) 京都市南区西九条森本町39-2 自動車運転免許試験場 (☎631-5181 (代)) 伏見区羽束師古川町647 京都駅前運転免許更新センター (☎631-5181 (代)) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町707-2 ※京都府内の全ての警察署で記載事項変更の手続が可能です。	住所地の町名地番変更の場合 ・自動車運転免許証 ・町名地番変更証明書(原本持参, 確認後返却可能) 本籍地の町名地番変更の場合 ・自動車運転免許証 ・本籍の町名地番変更証明書(原本持参, 確認後返却可能) ※区画整理前の町名地番が運転免許証の本籍又は住所として登録されている場合の変更に限る 代理人申請 ・委任状, 代理人の身分を証明するもの
自動車検査証	・普通自動車 ・小型自動車 (軽自動車を除く) ・自動二輪車 排気量251cc以上	京都運輸支局 登録部門 (☎050-5540-2061) 伏見区竹田向代町37	・自動車検査証 ・町名地番変更証明書 代理人申請の場合は委任状が必要です。 登録印紙代は無料です。 自動車検査証(車検証)の所有者と使用者が異なるときは, 所有者の委任状が必要です。 事前に確認してください。 法人が所有している場合は, 登記事項証明書(法人登記)を提出してください。(事前に変更登記をお済ませください。)
	・軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 (☎050-3816-1844) 伏見区竹田向代町51-12	区画整理事業に伴う町名地番の変更については, 車検証の記載事項を新住所に変更をしなくてもよい措置が取られています。 手続を希望される場合は, 下記の書類を添付の上, 窓口で住所変更依頼書を記載し提出してください。 ・自動車検査証 ・町名地番変更証明書

	項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
	・ 軽二輪車 排気量 1 2 6 ～ 2 5 0 cc	京都運輸支局 登録部門 (☎050-5540-2061) 伏見区竹田向代町 37	・ 軽自動車届出済証 ・ 町名地番変更証明書 ・ 自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責） 手数料は無料です。

皆様御自身に手続をお願いするもの (厚生年金被保険者、各種営業の届出など)

住所変更の手続は令和4年8月22日(月)からお願いします。

項 目		届出・問合せ先	届出に必要な書類など
年 金	健康保険・ 厚生年金保険 の適用事業 所の事業主	下京年金事務所 (☎341-1165) 京都市下京区間之町 通下珠数屋町上ル榎 木町 308	「適用事業所名称/所在地変更(訂正)届」に記入し、 町名地番変更証明書を添付のうえ提出してください(郵 送でも提出できます。)
	厚生年金保険 の被保険者	勤務先の事業所	日本年金機構においてマイナンバーが収録されている 方は、原則手続きは不要です。マイナンバーが収録され ていない方は勤務先へ申し出てください。 (※) マイナンバーの収録状況については、「ねんきん ネット」や勤務先を通じて年金事務所で御確認いただけ ます。
	国民年金 第3号被保険者	配偶者の勤務する 事業所	日本年金機構においてマイナンバーが収録されている 方は、原則手続きは不要です。マイナンバーが収録され ていない方は配偶者の勤務先へ申し出てください。 (※) マイナンバーの収録状況については、「ねんきん ネット」や勤務先を通じて年金事務所で御確認いただけ ます。
	各種共済年金 恩給受給者	それぞれの関係機 関へお問い合わせく ださい。	
全国健康保険協 会の健康保険任 意継続に御加入 中の方		全国健康保険協会京都支部 (協会けんぽ) (☎256-8631) 中京区烏丸通六角 下る七観音町 634 カラスマプラザ 21	「健康保険 任意継続被保険者 住所変更(訂正)届」 を提出してください。 申請書はホームページからダウンロードしていただ くか、(協会けんぽ)で検索してください。 協会けんぽにお問い合わせください。 郵送によるお手続きをお願いします。 *町名地番変更証明書の添付は必要ありません。 ※健康保険証はそのまま使用できます。 (裏面に新しい住所を御記入ください。)

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
労働保険（労災・雇用保険）に加入の事業主	提出先は、 ①については、 京都労働局 総務部 労働保険徴収課 (TEL241-3213) 又は 京都下労働基準監督署 労災課（労働保険） (TEL254-3198) ②については、 ハローワーク 京都七条 雇用保険適用課 (TEL341-8609) 部門コード 21#	①「労働保険名称・所在地等変更届（様式第2号）」（継続一括申請の場合は「労働保険継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届（様式第5号の2）」） ②「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。 （用紙は、それぞれ左記の提出先にあります。）
警 察 署	※事前に警察署生活安全課（係）にお電話にて確認してください。	
	銃砲刀剣類・火薬類許可関係	南警察署 生活安全課（係） (TEL682-0110 (代)) 京都市南区西九条森本町 39-2 ○ 各種書換申請 ・銃砲等又は刀剣類所持許可証の書換申請 ・講習修了証明書書換申請 ・猟銃用火薬类等譲受許可証書換申請書の提出が必要となります。 ○ 各種申請書，書き換えにかかる許可証等の現物，町名地番変更証明書を持参してください。 ○ 本籍も変更になる方は，所持許可証の本籍についての変更手続きも行ってください。

警 察 署	項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
	古物営業 質屋営業 許可関係	営業所を管轄 する警察署の 生活安全課（係） ※書き換えを伴う 場合は主たる営業 所を管轄する警察 署の生活安全課 （係）	【法人】 法人所在地，営業所の所在地および，役員・管理者の本籍・住所が変更となる場合 【個人】 営業所所在地および，申請者・管理者の本籍・住所が変更となる場合 上記の際は「変更届出・書換申請書」を提出してください。 申請書提出の際は，許可証，町名地番変更証明書を持参してください。
	警備業関係	○法人・営業所にかかる変更の場合 営業所を管轄する警察署の生活安全課（係） ○合格証明書等にかかる変更の場合 同証明書交付申請を行った警察署の生活安全課（係）	○ 法人・営業所にかかる変更 ・認定証書換申請書 ・変更届出書（11-1，11-4） ○ 各種証明書にかかる変更 ・警備員指導教育責任者証書換申請書 ・合格証明書書換申請書 ・成績証明書書換申請書 各種申請書に加え， ・書換の対象となる認定証または証明書 ・町名地番変更証明書 ・写真（合格証明書書換申請の場合） を持参してください。
	探偵業関係	営業所届出警察署の生活安全課（係）	法人・営業所の所在地および，営業所・役員の住所地に変更がある際は，「探偵業変更届出書」の提出が必要となります。 上記届出書に加え，探偵業届出証明書，町名地番変更証明書を持参してください。
	風俗営業関係 （性風俗関連特殊営業・深夜酒類提供飲食店営業含む）	営業所届出警察署の生活安全課（係）	法人所在地・営業所の所在地および，営業者・管理者・法人役員の住所変更の際は， ・各種許可証書換申請書 ・変更届出書 の提出が必要となります。 本籍地の変更も手続きが必要です。 各種申請書に加え，書換の対象となる許可証・届出確認書，町名地番変更証明書を持参してください。

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
建設業の許可	京都府 京都土木事務所 (TEL 701-0169) 左京区賀茂今井町 10-4	<個人> ・変更届出書（様式第22号の2）を作成し、知事許可業者は3部、提出してください。 ・町名地番変更証明書又は住民票記載事項証明書などの町名地番変更が確認できる書類の写しを提出してください。 <法人> ・変更届出書（様式第22号の2）を作成し、知事許可業者は3部。併せて履歴事項証明書（法人の登記事項証明書）を知事許可業者は原本1部・コピー2部、提出してください。 - 町名地番変更証明書は不要です。 <届出の時期> ・町名地番変更のあった日から <u>30日以内</u>に届出してください。 <届出書のダウンロード> ・京都府のホームページから届出書様式のダウンロードができます。 https://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/yoshikiichiranr21001.html ※京都府 HP「建設業許可申請の手引き」（令和2年10月版）の P31 を御参照ください。 ★大臣許可業者は、直接、近畿地方整備局へ提出（持参、郵送）となりましたので、直接、問合せ下さい。
一級建築士 二級・木造 建築士免許	(一社)京都府建築士会 (TEL 211-2857) 中京区橘町 641 京都建設会館別館 2階	・一級建築士住所等の届出 ・二級・木造建築士住所等の届出 届出用紙は、(一社)京都府建築士会のホームページからダウンロードできます。

項 目	届出・問合せ先	届出に必要な書類など
建築士事務所 登録事項の 変更届 ・ 建築士事務所の開設者である法人所在地の町名地番も変わる場合 ・ 建築士事務所の所在地の町名地番も変わる場合	一般社団法人京都府建築士事務所協会 (TEL 3 3 4-5 2 7 7) 京都市北区小山南大野町 1 番地 紫明会館 1 階	・ 変更届書, その他必要書類の正本 1 部及び副本 1 部 届出用紙は京都府又は(一社) 京都府建築士事務所協会のホームページからダウンロードできます。 ・ 法人所在地の町名地番変更登記完了後の同法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(原本 1 部及び写し 1 部)を添付してください。
	＊変更届は変更日より 2 週間以内に御提出の必要があります。 ＊建築士事務所所在地が今回の土地区画整理事業該当の方は, 上記提出先へ御提出願います。 なお, 提出方法や書き方の詳細は(一社) 京都府建築士事務所協会ホームページを御参照ください。	
宅地建物取引業 免許の変更	(公社)京都府宅地建物取引業協会 (TEL 4 1 5-2 1 2 1) 上京区中立売通新町西入三丁町 453-3 (公社)全日本不動産協会京都府本部 (TEL 2 5 1-1 1 7 7) 中京区柳馬場通三条下る槌屋町 98-2	事務所所在地の変更手続きをしてください。 「免許証書換え交付申請書(様式第 3 号の 2)」及び「変更届出書(様式第 3 号の 4)」正本・副本・控え計 3 部と町名地番変更証明書, 免許証原本を御持参ください。法人の場合は, 申請書等(様式第 3 号の 2 及び様式第 3 号の 4) 正本・副本・控え計 3 部と変更登記後の法人登記証明書(履歴事項全部証明: 原本 1 部・コピー 2 部), 免許証原本を御持参ください。 申請用紙は京都府のホームページからダウンロードできます。
宅地建物取引士 資格登録簿の 変更	(公社)京都府宅地建物取引業協会 (TEL 4 1 5-2 1 2 1) 上京区中立売通新町西入三丁町 453-3 (公社)全日本不動産協会京都府本部 (TEL 2 5 1-1 1 7 7) 中京区柳馬場通三条下る槌屋町 98-2	宅地建物取引士の住所又は本籍の変更手続きをしてください。 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第 7 号) 正本・控え計 2 部と町名地番変更証明書を御持参ください。 また, 現に宅地建物取引士証の交付を受けている方で住所変更になる方は, 裏書き修正をしますので, 宅地建物取引士証原本と宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式第 7 号の 4)を併せて御持参ください。 申請用紙は京都府のホームページからダウンロードできます。

項 目		届出・問合せ先	届出に必要な書類など
医 療 関 係	医療機関の 所在地の 表示変更	京都市 保健福祉局 医療衛生企画課 (TEL 213-2983)	詳しくは担当までお問合せください。
	医療法人が開 設する診療所 等の所在地の 住所変更	京都府 健康福祉部医療課 (TEL 414-4754) 上京区下立売通新 町西入藪ノ内町 京都府庁1号館4 階	医療法人が開設する診療所等の所在地変更につきましては、定款変更等の手続が必要となる場合がありますので、詳しくは担当までお問合せください。
	保険医療機関・ 保険薬局 の指定に関す る届出	近畿厚生局 京都事務所 (TEL 256-8681) 中京区烏丸通四条 上ル笋町691 ㍿ そな 京都ビル5 階	保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届を提出してください。 届出書は近畿厚生局のホームページからダウンロードできます。

項 目		届出・問合せ先	届出に必要な書類など
廃棄物処理関係	産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 処理業の許可	【京都市の許可業者の場合】 京都市環境政策局 廃棄物指導課 (TEL 222-3957)	産業廃棄物処理業変更届出書, 町名地番変更証明書の写し及び下記添付書類を提出してください。 【添付書類】 ＜法人の場合＞・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ＜個人の場合＞・住民票（本籍記載有）
		【京都府の許可業者の場合】 京都府府民環境部 循環型社会推進課 (TEL 414-4717)	産業廃棄物処理業変更届出書, 町名地番変更証明書の写し及び下記添付書類を提出してください。 【添付書類】 ・変更概要書 ・現在, 受けている京都府の許可証（原本） ・返信用封筒（書換後の許可証の返送を希望する場合） ＜法人の場合＞・登記事項証明書 ＜個人の場合＞・住民票（本籍記載有）
	産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 処理施設設置 の許可	京都市環境政策局 廃棄物指導課 (TEL 222-3957)	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書, 町名地番変更証明書の写し及び下記添付書類を提出してください。 【添付書類】 ＜法人の場合＞・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ＜個人の場合＞・住民票（本籍記載有）
	一般廃棄物 処理業の許可		一般廃棄物処理業変更届, 町名地番変更証明書の写し及び下記添付書類を提出してください。 【添付書類】 ・現在, 受けている京都市の許可証（原本） ＜法人の場合＞・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ＜個人の場合＞・住民票（本籍記載有）
	一般廃棄物 処理施設設置 の許可		一般廃棄物処理業変更届出書, 町名地番変更証明書の写し及び下記添付書類を提出してください。 【添付書類】 ＜法人の場合＞・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ＜個人の場合＞・住民票（本籍記載有）



マイナンバーカードに関するお知らせ

●マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請をされている方

- 町名地番変更日（令和4年8月20日（土））の前日以前にマイナンバーカードの交付申請をされた場合は、原則として変更前の情報が記載されたマイナンバーカードが作成されますので、マイナンバーカードの追記欄に新しい住所を記載して交付します。

なお、新しい住所が印字されたマイナンバーカードを改めて希望される場合は、再度交付申請（有料）いただく必要があります。詳細は、京都市マイナンバーカードセンターにお問合せください。

●マイナンバーカード（個人番号カード）を既にお持ちの方

- マイナンバーカードの表面の追記欄に新しい住所を記載するとともに、マイナンバーカードの内部情報を変更いたしますので、令和4年8月22日（月）以降、南区役所市民窓口課又は京都市マイナンバーカードセンターにマイナンバーカードをご持参ください。

※変更手続きの際には、マイナンバーカード受け取り時に登録した4桁の暗証番号が必要です。暗証番号が確認できない場合は、本人確認できるもの（免許証、保険証など）が必要となりますので、あらかじめご用意ください。

同一世帯の方が代理で手続きをされる場合は、マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。同一世帯以外の方が代理で手続きされる場合は、事前にご本人宛てに「照会回答書」を送付し、ご記入のうえ、代理人の方がご持参いただく必要がありますので、京都市マイナンバーカードセンターにお問合せください。

このお知らせに関するお問合せ先

京都市マイナンバーカードセンター

所在地 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634番地
カラスマプラザ21 2階

電話 075-746-6855

FAX 075-231-4507

（平日） 11:00～19:00

（土日） 9:00～17:00

地下鉄四条駅、阪急烏丸駅、地下鉄烏丸御池駅
それぞれの駅出入口から 徒歩5分



※ マイナンバーカードセンター専用の駐車場・駐輪場はありませんので、ご来所の際は、公共交通機関をご利用ください。

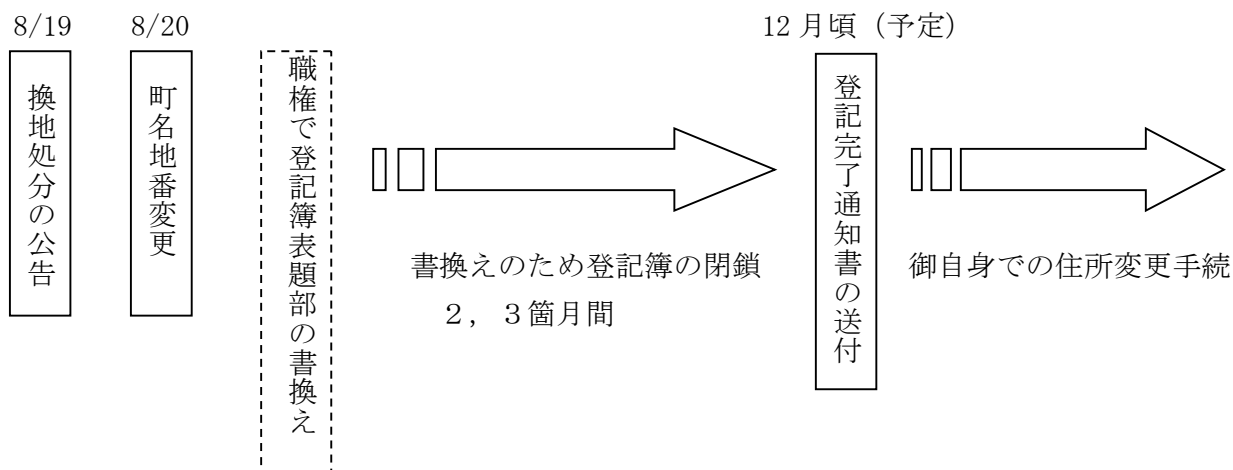
不動産登記について（登記簿の所有者の住所変更）

項 目	届出・手続方法	注意事項
登記簿（土地・建物）の表題部（所在・地番・地積等）	・ 京都地方法務局伏見出張所（伏見区深草西浦町4-5 4, Tel645-6726（代表））が職権で変更します。 （皆さん方の手続は必要ありません。）	登記簿の書換え期間中（換地処分登記中）は、登記事項証明書の交付申請や所有権移転抵当権設定等の登記ができなくなります。書換え（換地処分登記）が完了しましたら、土地を所有しておられる方に、事業施行者（京都市）から登記完了通知書を送付いたします。
登記簿（土地・建物）の所有者の住所 （登記申請書の記載見本を参考にしてください。）	・ 法務局で変更手続をしてください。 ・ 登録免許税は非課税になります。 ・ 令和4年6月現在、住所変更の登記申請に期限はありません（ただし、令和8年4月までに住所変更の登記申請が義務化されます。）。	個人の財産を厳重に守るため、御本人からの住所変更の登記申請がない限り、登記所が職権で変更することはできません。書換期間が終了後（換地処分登記完了後）、住所変更の登記手続をお願いします。

（注）京都地方法務局では、オンラインによる申請が可能となりました。

また、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。

登記完了証の交付を郵送希望される場合は、宛名を記載した返信用封筒及び書留郵便のための切手を同封してください。詳細は、法務局にお尋ねください。



所有権の登記名義人の住所を変更される場合の注意事項

(書面による申請)

- 1 町名地番変更証明書は1通を申請書に添えてください。
(町名地番変更証明書が、不足の方は、京都市建設局市街地整備課へ御連絡ください。区役所・証明書発行コーナーでは発行しておりません。)
- 2 変更後の事項の欄には、町名・地番変更後の住所を書いてください。
- 3 申請人の欄は、不動産の所有者の住所(変更後の住所)、氏名を書いてください。
- 4 土地の表示(所在・地番・地目・地積等)は、登記簿のとおり書いてください。(区画整理地区内の土地については、換地処分登記後の登記簿に合わせて書いてください。また、その場合は、先に送付されました換地明細書でも土地の表示の部分がわかります。)。
建物の表示(所在・家屋番号)についても、登記簿のとおり書いていただくことになります。(区画整理地区内の建物についても、換地処分登記後の登記簿に合わせて書いてください。その場合の新しい建物の表示は、京都市にお問い合せください。)
- 5 登記簿の所有者の住所が、町名地番変更前の住所と合致しておられない方や共有の場合は登記申請書の書き方が異なります。

(1) 登記簿の所有者の住所が、町名地番変更前の住所と合致しておられない方

例えば、以前、東京都に住所を置いておられた方が、転居により、今回の町名変更の対象区域内に住所変更しているにもかかわらず、登記簿の所有者住所が東京都の住所のままになっている方

①東京都品川区△丁目△番△号→②京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地→③京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

(※①→②：転居による住所変更、②→③：区画整理による町名地番変更)

の流れになります。この場合、町名地番変更証明書以外に①から②への転居の記載のある住民票の写し又は戸籍の附票の写し等が、住所証明書として必要になります。(登記申請書に添付する分は1通です。)

(2) 共有の場合(例えば、夫婦で持分2分の1ずつを所有されている場合)

共有で、その住所に転居した年月日が同じ方については、1通の申請書により手続きをしていただくことができます。ただし、それぞれの住所やその住所への転居年月日が異なる方は、夫の分と妻の分で申請書が各1通必要となります。

- 6 書き方でわからないことがありましたら、

京都市建設局市街地整備課 (TEL 2 2 2 - 3 5 8 0) 又は、
京都地方法務局伏見出張所 (TEL (代表) 6 4 5 - 6 7 2 6)

へお問い合わせください。

【1】 戸建住宅（単独名義の場合）

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的	所有権登記名義人住所変更		
原 因	令和4年8月20日 町名地番変更 (注1)		
変更後の事項	住所	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地	変更後の新住所
申 請 人	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地		変更後の新住所
	京都太郎	印 (注2)	
	連絡先の電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	
添 付 書 類	登記原因証明情報 (注3) 代理権限証書 (注4)		
	令和〇〇年〇〇月〇〇日申請	京都地方法務局 伏見出張所	御中
代 理 人	京都市中京区〇〇町〇〇番地		不動産所在地 の管轄法務局
	上記代理人	中京二郎 印 (注5)	
	連絡先の電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	
登 録 免 許 税	登録免許税法第5条第5号により非課税		
不動産の表示	(注6)		
土地			
所 在	京都市南区上鳥羽石橋町		不動産が土地区画整理地区内にあ る場合は、変更後（登記簿の書換後） の内容を記載する。
地 番	〇〇番		
地 目	宅地		
地 積	〇〇. 〇〇平方メートル		
建物			
所 在	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地		
家屋番号	〇〇番		
種 類	居宅		
構 造	木造瓦葺2階建		
床 面 積	1階	〇〇. 〇〇平方メートル	
	2階	〇〇. 〇〇平方メートル	

- 注1 地番のみ変更されたときは、「地番変更」と記入する。
 2 申請人の印鑑（認印）を押す（代理人に登記申請を委任する場合は押印不要）。
 3 京都市が発行する「町名地番変更証明書」を添付する。
 4 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。
 5 代理人の印鑑（認印）を押す。
 6 不動産の表示は、登記事項証明書の表題部のとおり記載する。

委任状

私は、京都市中京区〇〇町〇〇番地 中京二郎に下記のことを委任します。

記

後記不動産について令和4年8月20日区画整理による町名地番変更(注1)に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること、登記完了証を受領すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

住所 変更前 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地

変更後 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

変更後の新住所

京都太郎 印 (注2)

不動産の表示 (注3)

土地

所在地 京都市南区上鳥羽石橋町
地番 〇〇番
地目 宅地
地積 〇〇. 〇〇平方メートル

不動産が土地区画整理地区内にある場合は、変更後(登記簿の書換後)の内容を記載する。

建物

所在地 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル
2階 〇〇. 〇〇平方メートル

注1 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。

2 申請人の印鑑(認印)を押す。

3 不動産の表示は、登記事項証明書の表題部のとおり記載する。

【2】 戸建住宅（単独名義で引越前の住所が登記簿に記載されている場合）

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的	所有権登記名義人住所変更			
原 因	平成〇〇年〇〇月〇〇日	住所移転	（注1）	
	令和4年8月20日	町名地番変更	（注2）	
変更後の事項	住所	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地	変更後の新住所	
申 請 人	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地		変更後の新住所	
	京都太郎	印	（注3）	
	連絡先の電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
添 付 書 類	登記原因証明情報	（注4）	代理権限証書 （注5）	
	令和〇〇年〇〇月〇〇日申請	京都地方法務局	伏見出張所 御中	
代 理 人	京都市中京区〇〇町〇〇番地		不動産所在地の管轄法務局	
	上記代理人	中京二郎		印 （注6）
	連絡先の電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
登 録 免 許 税	登録免許税法第5条第5号により非課税			
不動産の表示	（注7）			
土地				
所 在	京都市南区上鳥羽石橋町		不動産が土地区画整理地区内にある場合は、変更後（登記簿の書換後）の内容を記載する。	
地 番	〇〇番			
地 目	宅地			
地 積	〇〇. 〇〇平方メートル			
建物				
所 在	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地			
家屋番号	〇〇番			
種 類	居宅			
構 造	木造瓦葺2階建			
床 面 積	1階	〇〇. 〇〇平方メートル		
	2階	〇〇. 〇〇平方メートル		

注1 住民票に記載されている住所移転の日を記載する

2 地番のみ変更されたときは、「地番変更」と記入する。

3 申請人の印鑑（認印）を押す（代理人に登記申請を委任する場合は押印不要）。

4 住民票の写し又は戸籍の附票の写し（登記簿上の住所から町名地番変更前の住所までの移転の経緯が分かるもの）及び京都市が発行する「町名地番変更証明書」を添付する。

5 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。

6 代理人の印鑑（認印）を押す。

7 不動産の表示は、登記事項証明書の表題部のとおり記載する。

【3】 戸建住宅（夫婦共有名義の場合）

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的	所有権登記名義人住所変更		
原 因	令和4年8月20日 町名地番変更 （注1）		
変更後の事項	共有者京都太郎及び京都花子の住所		
申 請 人	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地	変更後の新住所	
	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地	変更後の新住所	
	京都太郎 印 （注2）		
	連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇		
	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地	変更後の新住所	
	京都花子 印 （注2）		
	連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇		
添 付 書 類	登記原因証明情報 （注3） 代理権限証書 （注4）		
	令和〇〇年〇〇月〇〇日申請	京都地方法務局 伏見出張所	御中
代 理 人	京都市中京区〇〇町〇〇番地	不動産所在地 の管轄法務局	
	上記代理人 中京二郎 印 （注5）		
	連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇		
登 録 免 許 税	登録免許税法第5条第5号により非課税		
不動産の表示	（注6）		
土地			
所 在	京都市南区上鳥羽石橋町	不動産が土地区画整理地区内にある場合は、変更後（登記簿の書換後）の内容を記載する。	
地 番	〇〇番		
地 目	宅地		
地 積	〇〇. 〇〇平方メートル		
建物			
所 在	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地		
家屋番号	〇〇番		
種 類	居宅		
構 造	木造瓦葺2階建		
床 面 積	1階 〇〇. 〇〇平方メートル		
	2階 〇〇. 〇〇平方メートル		

- 注1 地番のみ変更されたときは、「地番変更」と記入する。
- 2 申請人の印鑑（認印）を押す（代理人に登記申請を委任する場合は押印不要）。
- 3 京都市が発行する「町名地番変更証明書」を添付する。
- 4 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。
- 5 代理人の印鑑（認印）を押す。
- 6 不動産の表示は、登記事項証明書の表題部のとおり記載する。

【4】 マンション（単独名義の場合）

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 令和4年8月20日 町名地番変更 （注1）
 変更後の事項 住所 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 変更後の新住所
 申請人 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 変更後の新住所
 京都太郎 印 （注2）
 連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

添付書類 登記原因証明情報 （注3） 代理権限証書 （注4）

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 京都地方法務局 伏見出張所 御中

代理人 京都市中京区〇〇町〇〇番地
 上記代理人 中京二郎 印 （注5）
 連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示 （注6）

一棟の建物の表示

所 在 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地
 建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇〇番の301
 建物の名称 301号
 種 類 居宅
 構 造 鉄骨造〇階建
 床 面 積 3階部分 〇〇. 〇〇平方メートル

敷地権の表示

土地の符号 1
 所在及び地番 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番
 地 目 宅地
 地 積 〇〇. 〇〇平方メートル
 敷地権の種類 所有権
 敷地権の割合 〇〇分の〇〇

不動産所在地
の管轄法務局

代理人に登記申
請を委任する場
合に記載する。

不動産が土地区画整理地区内にあ
る場合は、変更後（登記簿の書換後）
の内容を記載する。

注1 地番のみ変更されたときは、「地番変更」と記入する。

2 申請人の印鑑（認印）を押す（代理人に登記申請を委任する場合は押印不要）。

3 京都市が発行する「町名地番変更証明書」を添付する。

4 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。

5 代理人の印鑑（認印）を押す。

6 不動産の表示は、登記事項証明書の表題部のとおり記載する。

権利証書について

オンライン申請の導入により、権利証（登記済証）は廃止され、その代わりに登記識別情報（注）が通知されることになりました。

なお、今回の換地処分による登記簿の表題部の書換えについては、登記識別情報が通知されませんので、現在お持ちの権利証書はそのまま有効ですから、大切に保管してください。

ただし、2筆以上の土地が1筆として換地されている土地（合併換地）については、後日、登記識別情報を事業施行者（京都市）から各権利者にお送りしますので、大切に保管してください。

（注）登記識別情報とは、従来の権利証に代わるもので、アラビア数字及びアルファベットの組み合わせからなる12桁の符合で、不動産及び登記名義人ごとに定められます。これからは、この番号を知っていることが不動産の権利者としての確認資料の一つとなりますので、登記識別情報の管理については、十分注意してください。

次の官公署等は，新住所で対応していただけます。

官公署, ライフライン関係	担当
郵便局（郵便業務）	日本郵便㈱
公共サービス等	京都市上下水道局，NHK（日本放送協会） 大阪ガス（株），関西電力（株） 9月以降，住所の変更手続きがお済みでないと思われましたら，各事業所へ御連絡をお願いします。 ※電気，ガスにつきまして，上記以外の会社と御契約されている場合は，契約会社へ手続きの御確認をお願いします。

緊急通報	担当
119番	京都市消防局
110番	京都府警察本部

緊急通報（119番・110番）には，新しい住所をお使いください。

（ただし，旧住所を聞かれる場合もあります。）

その他の機関への届出など

項 目	届出など
勤務先，学校，幼稚園	町名地番変更証明書を添付して届出をしてください。 印鑑等が必要な場合がありますので，必要書類等は，各種機関等に事前に確認してください。
取引されている金融機関	
生命保険，損害保険	
携帯電話の各携帯電話会社	
パスポート	お持ちの旅券（パスポート）の所持人記入欄の現住所に二重線を引き上下の余白に変更後の住所を御自身で記入して御使用ください。なお，2020年2月以降発行の旅券には所持人記入欄はありません。（本籍地の変更の必要はございません）
NTT西日本（固定電話）， IP(光)電話等の住所	住所変更の連絡が必要となりますので，各電話会社（NTTについては，TEL局番なしの116）にお電話いただき，新しい住所をお伝えください。
町内会等	町内会は行政上の町界と一致させる必要はありませんので，これまでの町内会に今までどおり参加いただけます。
ごみ収集場所，通学区域	原則，変更はありません。

以上の事項は一例ですので，これら以外でも住所変更を要するものがあると思われます。皆様におかれましても，それぞれの関係機関へ問い合わせのうえ，所定の手続きをお願いいたします。

その他，許可・認可及び免許類で住所変更を要するものについて所定の届出が必要です。また，預貯金通帳・生命保険証書・株券等につきましては，取扱機関により手続きが異なりますので，それぞれお問い合わせください。

＊「町名地番変更証明書」は，建設局市街地整備課にて，無料で発行いたします。（区役所，出張所，証明書発行コーナーでは発行できません。）

住所変更のお知らせ用はがきについて

お知り合いの方や、事業所のお取引先の方等へ新しい住所をお知らせいただくため、日本郵便株式会社から御協力をいただき、以下のサービスを実施いたします。なるべく、早い住所変更の手續に御協力をお願いします。

なお、町名が変わる方につきましては、郵便番号が変わりますので、御了承願います。

1 住所変更を通知するはがき（無料）の提供（1世帯，1事業所につき50枚）

同封のはがきに必要事項をお書きいただき、そのはがきが入っていた封筒に入れて、お近くのポストに投函してください。無料でハガキがお届けされます。

2 3,000枚までの私製はがきの無料配達サービス

個人又は事業所等で、①私製のはがきを御準備ください。②印刷の前に内容を御確認させていただきますので、日本郵便株式会社京都中央郵便局に見本をお持ちください。③必要枚数を印刷してください。（3,000枚まで）④日本郵便株式会社京都中央郵便局へ御持参いただければ無料で配達されます。

《御注意ください》

- ・ ハガキの表面に「住所番号変更通知」と記載してください。
- ・ 内容は、時候の挨拶、簡単な消息、区画整理の関係で住所変更になったことを書いてください。
- ・ 広告（セール、イベントの案内等、商品販売を目的としたもの）・宗教の勧誘・政治目的の表現は、記載できません。
⇒事業所名、取扱品名、営業内容程度の記載は認められます。
- ・ はがきのサイズは、通常はがきとほぼ同じサイズ（10cm×14.7cm，2～6g）をお願いします。（往復はがき，封書，定形外，速達等は，取扱いできません。）
- ・ 材質も通常はがきとほぼ同質のものを御利用ください。（ビニール，皮等のものは，取扱いできません。）

◎お問合せ先

〒600-8799 京都府京都市下京区東塩小路町843-12

日本郵便株式会社 京都中央郵便局

電話番号 0570-943-790

住所変更後の施行地区内 郵便番号一覧表

町 名	ふりがな	郵便番号
吉祥院長田町	きっしょういんながたちょう	6 0 1－8 3 6 2
吉祥院嶋野間詰町	きっしょういんしまのまづめちょう	6 0 1－8 3 6 3
吉祥院石原東之口町	きっしょういんいしはらひがしのくちちょう	6 0 1－8 3 6 1
吉祥院石原町	きっしょういんいしはらちょう	6 0 1－8 3 6 7
吉祥院石原南町	きっしょういんいしはらみなみちょう	6 0 1－8 3 6 4
上鳥羽町田町	かみとばちょうだまち	6 0 1－8 1 3 2
上鳥羽藁田町	かみとばわらんでんちょう	6 0 1－8 1 3 3
上鳥羽鴨田町	かみとばかもんでんちょう	6 0 1－8 1 3 1
上鳥羽城ヶ前町	かみとばしろがまえちょう	6 0 1－8 1 3 7
上鳥羽岩ノ本町	かみとばいわのもとちょう	6 0 1－8 1 3 6
上鳥羽北岩ノ本町	かみとばきたいわのもとちょう	6 0 1－8 1 3 8
上鳥羽南岩ノ本町	かみとばみなみいわのもとちょう	6 0 1－8 1 3 9
上鳥羽大溝町	かみとばおおみぞちょう	6 0 1－8 1 3 4
上鳥羽石橋町	かみとばいしばしちょう	6 0 1－8 1 3 5
上鳥羽卯ノ花町	かみとばうのはなちょう	6 0 1－8 1 4 1
上鳥羽中河原町	かみとばなかがわらちょう	6 0 1－8 1 4 2
上鳥羽麻ノ本町	かみとばあさのもとちょう	6 0 1－8 1 4 3
上鳥羽奈須野町	かみとばなすのちょう	6 0 1－8 1 4 6
上鳥羽火打形町	かみとばひうちがたちょう	6 0 1－8 1 4 4
上鳥羽南村山町	かみとばみなみむらやまちょう	6 0 1－8 1 8 4
上鳥羽鍋ヶ淵町	かみとばなべがふちちょう	6 0 1－8 1 7 2
上鳥羽八王神町	かみとばはちおうじんちょう	6 0 1－8 1 7 3
上鳥羽西浦町	かみとばにしうらちょう	6 0 1－8 1 4 5
上鳥羽清井町	かみとばきよいちょう	6 0 1－8 1 7 4
上鳥羽金仏町	かみとばかなぼとけちょう	6 0 1－8 1 7 5
上鳥羽馬廻町	かみとばうまましちょう	6 0 1－8 1 7 7
上鳥羽山ノ本町	かみとばやまのもとちょう	6 0 1－8 1 7 6
上鳥羽南戒光町	かみとばみなみかいこうちょう	6 0 1－8 1 7 8
上鳥羽川端町	かみとばかわばたちょう	6 0 1－8 1 7 1
上鳥羽塔ノ森東向町	かみとばとうのもりひがしむこうちょう	6 0 1－8 1 5 1
上鳥羽塔ノ森柴東町	かみとばとうのもりしばひがしちょう	6 0 1－8 1 6 2
上鳥羽塔ノ森洲崎町	かみとばとうのもりすぎきちょう	6 0 1－8 1 5 2
竹田向代町	たけだむかいしろちょう	6 1 2－8 4 1 8
竹田向代町川町	たけだむかいしろちょうかわまち	6 1 2－8 4 1 7
竹田流池町	たけだりゅうちちょう	6 1 2－8 4 1 6

＜お問合せ先の御案内＞

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 分庁舎3階

京都市建設局都市整備部 市街地整備課 TEL 075-222-3580

(ただし、土・日曜日及び休日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで)